

令和3年度～令和7年度
加古川市子育て相談業務プロポーザル募集要領

加古川市こども部
育児保健課
(令和2年8月)

1 趣旨

加古川市では安心して子育てできる環境を整備することを目的に、平成 11 年度に臨床心理士による子育て相談ができる子育てホットライン（現子育て相談センター）を開設し、平成 21 年度より業務委託を行っている。近年、地域力の希薄化や核家族化、勤労女性の増加、情報の多様化等により育児不安やストレス、子どもの発達に関する悩みを抱える保護者が増加傾向にあり、専門的な相談ができる場として子育て相談センターは重要な役割を担っている。

これらを踏まえ、加古川市子育て相談業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する臨床心理士等を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。）を選定するものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名：加古川市子育て相談業務

(2) 業務の目的：就学前の乳幼児の子育てに不安や悩みを抱える保護者の相談に応じ、子どもの健やかな発達を促す。

(3) 業務内容：乳幼児の発達や情緒不安、親の育児不安やストレス等に対して、面接や電話による相談、カウンセリングの実施、母子保健サービスや、福祉サービス、医療等の個々に必要な情報の提供、関係機関との連携、情報提供。

(4) 履行期間：令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 施行予定額（予算額）

61,978,230 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 プロポーザルの型式

本業務は公募型プロポーザルにより契約候補者等を決定するものとする。

5 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者等の選定は、本業務プロポーザル選定委員会設置要領に定める選定委員会が行うものとする。

6 契約候補者等決定までの流れ

(1) プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、指定期日までに市に参加申込みをし、市から参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。

- (2) 参加者は、指定期日までに市に企画提案書等を提出したのち、契約候補者等の選定を受けるものとする。
- (3) 市は、選定の結果、得点が上位1位となった者を「契約候補者」、上位2位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 上記(3)の期間内に市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 契約候補者等の選定に関する日程については、「15 日程及び提出書類等」のとおりとする。

7 参加資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

入札参加資格	<p>① 加古川市財務規則（昭和44年規則第13号）第76条第1項に規定する入札参加資格者名簿に登載されていること。ただし、プロポーザル参加申込みの際に関係書類に加えて誓約書、社会保険等加入状況申告書兼誓約書及び法人の場合は履歴事項全部証明書（個人の場合は代表者の住民票抄本及び身分証明書）を提出することにより、入札参加資格要件を満たしていることが確認できた場合は、プロポーザルに参加できる。</p> <p>② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること</p> <p>③ 市税を滞納していないこと。</p> <p>④ 個人の場合、所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。法人の場合、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。</p>
入札参加措置	<p>プロポーザル参加表明書の公募開始日から契約締結日までにおいて、加古川市指名停止基準（平成6年告示第166号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p>
業務実績	<p>平成28年度以降、地方公共団体等における子育て相談業務の受注実績又は児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業の運営実績、事業者独自の子育て相談の業務実績のいずれかの実績があること。</p>

経営の安定性	<p>① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は、当該業務委託の入札前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。</p> <p>② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。</p>
契約の相手方としての適格性	加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱（平成24年3月16日総務部長決定）に規定する暴力団等でないこと。
その他	その他公平な競争の妨げになる行為、事実等がないこと

8 説明会

説明会は開催しない。

9 質疑・回答

質疑・回答については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、「質問書」（様式14）に質問事項を記載のうえ、令和2年9月11日（金）17時までに、電子メールにより育児保健課宛に送信すること。メールの件名は「子育て相談業務委託に係るプロポーザルの問い合わせについて（会社名）」とすること。

【育児保健課 E-mail】 ikuji@city.kakogawa.lg.jp

- (2) 質疑に対する回答は、「質問回答書」（様式15）により、参加者全員に電子メールで、令和2年9月16日（水）までに回答する。

※ 参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、市は回答しないことができるものとする。

10 参加申込・資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「プロポーザル参加表明書」（様式1）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、関係書類を添えて次のとおり育児保健課に提出すること。

- ① 関係書類：「法人等概要票」（様式2）
「業務実績調書」（様式3）
「加古川市市税確認承諾書」（様式4）

「納税証明書 3 の 2」 (申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税) (個人の場合)

「納税証明書 3 の 3」 (法人税と消費税及び地方消費税) (法人の場合)

法人等概要 (パンフレットなど任意)

※誓約書 (様式 5)

※社会保険等加入状況申告書兼誓約書 (様式 6)

※履歴事項全部証明書 (法人の場合)

※代表者の住民票抄本及び身分証明書 (個人の場合)

(関係書類のうち※の書類は、加古川市財務規則 (昭和 44 年規則第 13 号) 第 76 条第 1 項に規定する入札参加資格者名簿に登載されていない場合に提出が必要となります。)

② 提出期限: 令和 2 年 8 月 31 日 (月) 17 時 必着

(ただし、持参する場合は、月～金曜日の 12～13 時及び土・日曜日、祝日を除く)

③ 提出方法: 直接、育児保健課窓口へ持参か、書留郵便とする。

(電子メールでの提出は不可)

④ 提出先: 加古川市役所 本館 1 階 こども部育児保健課

〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番地

※提出期限を過ぎたプロポーザル参加表明書は受け付けない。

※郵送による提出の場合、提出期限までに市に到着しなかったものは受け付けない。

(2) 資格審査

市は、受け付けたプロポーザル参加表明書等により、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について、「参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書」(様式 7) 又は「参加資格審査結果通知書」(様式 8) により、令和 2 年 9 月 7 日 (月) までに参加希望者に発送するものとする。

参加資格審査結果通知書を受領した者は、この決定について、通知日の翌日から起算して 5 日以内 (土・日曜、祝日を除く。) に、代表者印を押印した書面をもって育児保健課に説明を求めることができるものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加希望者又は参加者が参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退書」(様式 13) に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、令和 2 年 10 月 8 日 (木) までに育児保健課に提出するものとする。

11 企画提案について

(1) 企画提案書等の作成

参加者は、仕様書等に基づき、考えうる最適な業務内容を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は1者につき1件とし、以下の書類を提出することとする。なお、企画提案書等に記載された内容については、③見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

① 企画提案書の提出について

「企画提案書等提出届」(様式9)に必要事項を記入し、代表者印を押印すること。

② 企画提案書

企画提案書作成要領を参照のうえ、企画提案書(様式10、様式11、様式12)に必要事項を記入し、作成すること。

③ 見積書及び見積内訳書

履行期間内に本業務内容を実施するための費用を施行予定額の範囲内で作成する(様式は任意。代表者職氏名を記入し、押印のこと)。金額は消費税等込みの金額を記入すること。

(2) 提出部数

- ・ 正本 1部
- ・ 副本 9部

(3) 提出の期限、方法及び場所

① 提出期限：令和2年10月8日(木)17時必着

(ただし、持参する場合は、月～金曜日の12～13時及び土・日曜、祝日を除く。)

② 提出方法：直接育児保健課窓口へ持参か、書留郵便とする。

(電子メールでの提出は不可)

③ 提出先：加古川市役所 本館1階 こども部育児保健課

〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地

※提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

※郵送による提出の場合、提出期限までに市に到着しなかったものは受け付けない。

(4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

12 審査の方法

(1) 参加資格を満たす参加者全てを対象として、令和2年10月22日(木)にプレゼンテーションによる審査を実施する。

※ 詳細は、各者に別途連絡する。

場所：加古川市立勤労会館 302 会議室

加古川市野口町良野 1739 番地

時間：準備 5 分、説明 10 分、質疑 15 分を予定

ア プレゼンテーションは、市に提出した企画提案書等を使用して説明することとし、資料の差替え・追加は認めない(スクリーン等に投影して説明する場合も同じ)。ただし、誤字脱字等がある場合に限り、プレゼンテーション時に説明をすることは差し支えない。

イ プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、スクリーン及びプロジェクターは市が用意する。

ウ 参加者の出席者は4名以内とする。

エ 市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。

(2) プレゼンテーションを踏まえた企画提案書等の内容により、契約候補者等を選定する。

ア 契約候補者への通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について(通知)」(様式16)により通知する。

イ 次点者への通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について(通知)」(様式17)により通知する。

ウ 上記ア及びイ以外の者への通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について(通知)」(様式18)により通知する。

(3) 上記(2)の通知は、審査終了後、令和2年10月28日(水)までに発送する。

(4) 契約候補者に選定された者以外の者は、その理由について、通知日の翌日から起算して5日以内(土・日曜、祝日を除く。)に、代表者印を押印のうえ、書面をもって育児保健課に説明を求めることができるものとする。

13 契約候補者等の選定

契約候補者等の選定については、別紙採点基準表により、契約候補者及び次点者を決定する。なお、合計点と同じ場合は、出席委員等の多数決で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

また、合計点のうち価格点を除いた1800点満点中900点に満たない者は、契約

候補者等に選定しない。

14 契約締結に向けての協議

(1) 仕様等の確定について

市は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものでない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行い、本契約の仕様に反映させることができる。次点者においても同様とする。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(3) 契約書について

契約書は、市が用意したものを使用する。

15 日程及び提出書類等

事務等の名称	日程・締切	提出書類等	
参加申込	令和2年8月31日(月) 17時まで(必着)	様式1～様式6、必要書類	参加希望者⇒市
参加資格審査結果の通知	令和2年9月7日(月) までに発送	様式7又は様式8	市⇒参加希望者
質問締切	令和2年9月11日(金) 17時まで	様式14	参加者⇒市
質問に対する回答	令和2年9月16日(水) 17時まで	様式15 メールで回答	市⇒参加者
企画提案書提出	令和2年10月8日(木) 17時まで(必着)	様式9～様式12 企画提案書 見積書	参加者⇒市
プレゼンテーション	令和2年10月22日(木)	—	
選定結果等の通知	令和2年10月28日(水) までに発送	様式16～様式18	市⇒参加者
契約候補者との協議	令和2年11月5日(木) まで	—	—
次点者との協議	令和2年11月12日(木) まで※1	—	—

契約締結日（予定）	令和2年12月1日（火）	（契約書）	—
業務の履行開始	令和3年4月1日（木）	—	—

※1 契約候補者との協議が整った場合は、市は速やかに次点者にその旨および次点者との協議を行わないことを通知する。

16 情報公開

選定の過程や評価結果については、加古川市情報公開条例に基づき対応する。

17 その他

(1) 参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類の提出期限を過ぎた場合
- ② 募集要領、企画提案書作成要領に定める事項に違反した場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- ④ 募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
- ⑤ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合

(2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。

(3) プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め公開・配付できるものとし（個人情報および企画提案書の内容を除く）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。

(4) 契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。

(5) 契約候補者となった場合、入札参加資格者名簿に登載されていない事業者は、令和3年度より名簿登録すること。

(6) 提出された企画提案書等は返却せず市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。

(7) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。

18 問い合わせ先

加古川市役所 こども部 育児保健課 担当 安田、下田

電話：079-427-9216

FAX：079-424-1317

E-mail：ikuji@city.kakogawa.lg.jp

20 施行期間

本要領は、令和2年8月21日から施行し、選定委員会が契約候補者等の選定を終了したことをもって廃止する。

以上